

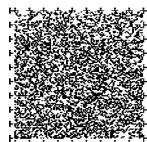
部 落 差 別 (同和) 問 題

解決に向けて



国際的な人権尊重意識の高まりのもとで、
日本では2016年に人権にかかわる三つの法律が施行されました。

大田区



はじめに

人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利で、人種、性別、国籍、障害の有無、年齢等で差別されず全ての人に平等なものです。そして、その人がその人らしく幸せに生きていくために尊重されなければならないものです。

しかしながら、私たちの身の回りでは様々な人権問題が存在しています。

■様々な人権問題

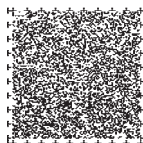
- 女性の人権
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 障がい者の人権
- 部落差別問題(同和問題)
- アイヌの人々の人権
- 外国人の人権
- HIV感染者、ハンセン病患者の人権
- 北朝鮮による拉致問題
- インターネット上の人権侵害
- 災害に伴う人権問題
- ハラスメント問題
- LGBTQの人権
- 路上生活者の人権 など

このように、私たちが何気なく過ごしている日常生活の中にも様々な問題があることに気づかされます。

私たちにとって大切なことは、誰もが差別されることなく、お互いを思いやり、生活習慣、文化、価値観などの多様性を受け入れ、人権を尊重する社会を築きあげることです。

東京都では「**東京都人権施策推進指針**」(平成12(2000)年策定、平成27(2015)年改定)及び「**東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例**」(平成30(2018)年10月制定、平成31(2019)年4月施行)等の指針や条例があり、人権施策を総合的に推進しています。

本冊子は様々な人権問題のうち、部落差別問題(同和問題)についてまとめています。本冊子が理解を深めていただく一助になれば幸いです。



人権問題は
身近に
あるびよん



© 大田区

部落差別問題（同和問題）

◆部落差別問題（同和問題）とは？

部落差別問題（同和問題）とは日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在でも様々なかたちであらわれている我が国固有の重大な人権問題です。

封建時代において、「えた」、「ひにん」などと呼ばれていた人々は、住む場所、仕事、結婚などの生活のすべての面で厳しい制約を受け、差別されていました。その人達が住まわされていた場所を被差別部落（同和地区）、その人達に対する差別を部落差別問題（同和問題）と言われています。

◆今なお存在する差別

部落差別問題の解決に向け、国や自治体は様々な取組を行ってきました。

しかしながら、企業が採用活動の際に身元調査を行ったり、調査会社等から依頼を受けた行政書士が応募者の戸籍謄本などを不正に取得する事件も発生しました。

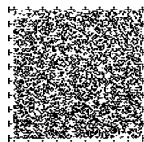
また、結婚においても差別が起こっています。本来、結婚とは結婚する二人の意思で行うものです。ところが、自分の子どもの交際相手が被差別部落出身であることがわかった場合、結婚に反対する親もおり、婚約破棄になったカップルもいます。

この他にも、インターネット上に特定の地区を被差別部落であるとの書き込みや、「被差別部落はどこか?」と、問い合わせを行う事案が発生するなど、今なお差別事象が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行動は、他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、決して許されません。

■大田区の最近の差別事象

- 企業内トイレに「エタ死ね」との差別落書きが発見された。
- 信号待ちをしていると「お前は部落民だろう」と差別発言を受けた。
- 行政書士が差別使用のために区民の戸籍を不正に取得した。

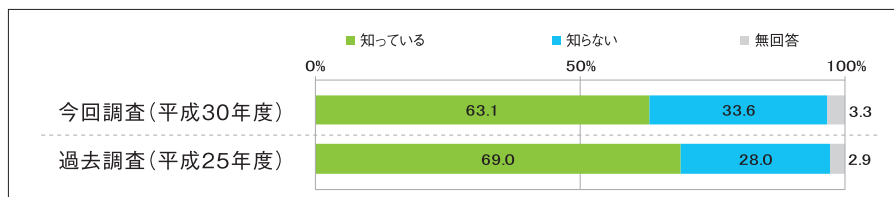
＼差別はやめよう！／



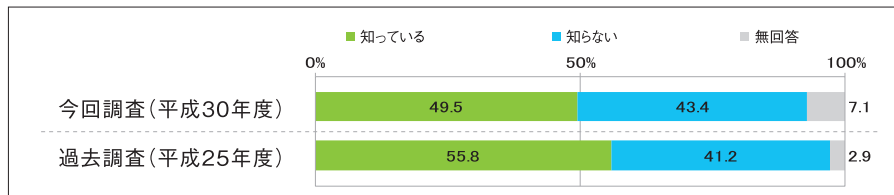
人権に関する意識調査

区は区民の皆様の人権に関する意識について把握するため、平成30年度に人権に関する意識調査を実施しました。意識調査から部落差別問題についての項目を抜粋して紹介します。なお、報告書等は区ホームページからご覧になれます。

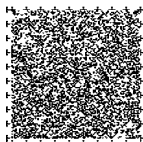
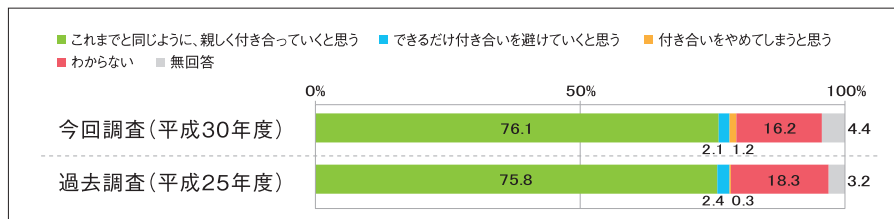
あなたは、日本の社会に部落差別と言われる人権侵害の問題があることを知っていますか。



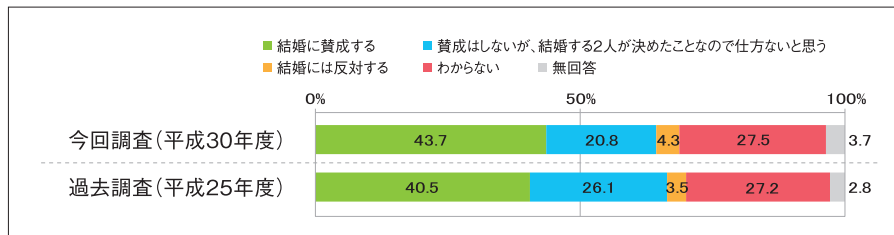
被差別部落(同和地区)といわれ、差別を受けている地区があることを知っていますか。



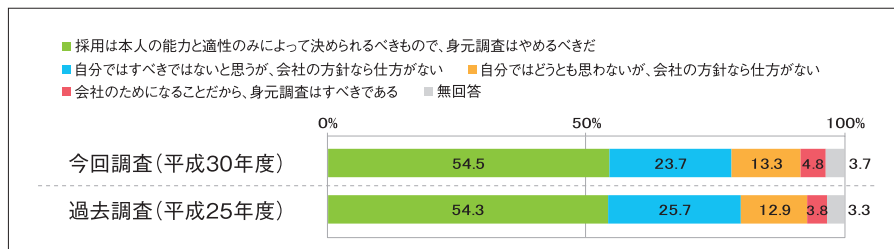
あなたが親しく付き合っている人が「被差別部落(同和地区)」出身の人であるとわかった場合、あなたはどのように思いますか。



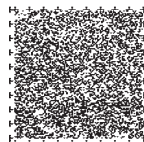
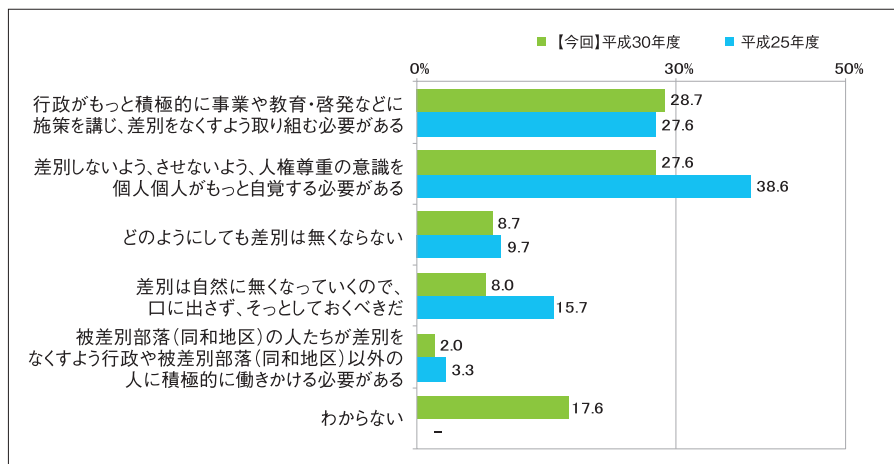
もしも、あなたにお子さんがいるとして、そのお子さんの結婚相手が「被差別部落(同和地区)」出身の場合、あなたはどのようにしますか。



ある会社が採用試験の際に、出身地や家族の状況などを、秘かに興信所などを使って調べる身元調査をしています。あなたはごどう思いますか。



部落差別(同和問題)解決のために、今後どうすればよいと思いますか。

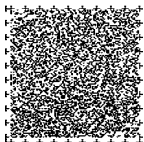


意識調査の結果(まとめ)

- 部落差別問題を知っている人は半数以上、被差別部落といわれ、差別を受けている地区があることを知っている人は約半数います。部落に対する間違った思い込みや偏見が伝えられると、差別をしている意識がないまま差別的な言動をしてしまうことがあります。部落差別への理解を深めるために、正しい知識とこの差別がいかに関係があるかを伝えていかなくてはなりません。
- また、部落差別に理解がある人でも自分の身内のことになると、受け入れを拒否する傾向が強くなっています。このような行為はお互いの人間性を深く傷つけるものであり、時には命を奪うこともあることを認識しなければなりません。
- 会社の採用時における身元調査では、会社側も応募者側も「仕方がないこと」と受け止めています。本人の資質以外で採用が決まることは、不当なことであり、就職差別につながります。
- 部落差別をなくすためには行政や教育での啓発が必要という意見が多く、今後も更なる人権啓発や部落差別をなくす教育が求められています。平成28(2016)年に施行された「部落差別解消推進法」がそれを裏付けています。
〈第一条 部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的とする。〉

私たちができること

部落差別問題を正しく学ぶことは、様々な人権問題にも繋がり、差別解消への大きな力になっていきます。部落差別問題は私たち一人ひとりが問題意識を持てるかどうかで対処の仕方が変わってきます。差別に対して理解するだけでなく、自分の考えを持ち、どのように行動するかが大切です。「人権・差別を鏡にして、自分を問う」行為なのです。



人権問題について
学びびよん



© 大田区

人権三法について

日本では平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)という、差別を解消するための3つの法律が施行されました。これら3つの法律は「人権三法」と言われています。

しかしながら、障がい者への無理解から生じる偏見や差別といった“心のバリア”、外国人に対し「○○人は日本から出ていけ!」「○○人は殺せ!」といった“ヘイトスピーチ”、2ページで紹介した被差別部落出身者に対する差別などが起きています。

このような言動、行動は許されるものではありません。“差別は許さない”という強い意識を持ち、行動しましょう。

差別解消に向けた様々な法律が施行されています

障害者差別、許さない。

**障害者差別
解消法**

2016年4月施行

ヘイトスピーチ、許さない。

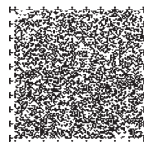
**ヘイトスピーチ
解消法**

2016年6月施行

部落差別、許さない。

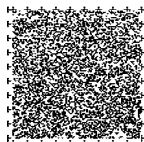
**部落差別
解消推進法**

2016年12月施行



相談先のご紹介

名称	所在地・連絡先	受付日・時間等
同和問題に関する専門相談	東京解放会館内 台東区今戸2-8-5 電話 6240-6035	●電話相談 火・金 9時～12時、13時～17時 (祝日、年末年始は除く) ●来所相談 必要に応じて実施(要予約) 火・金 9時～12時、13時～17時 (祝日、年末年始は除く)
大田区同和生活相談	大田区役所9階 人権・男女平等推進課 大田区蒲田5-13-14 電話 5744-1148	月・水・金 9時～12時(要予約) 専門の相談員がお話を伺います。 (祝日、年末年始は除く)
人権・身の上相談	大田区役所2階 区民相談室 大田区蒲田5-13-14 電話 5744-1148	毎月第2・第4火曜日 (祝日、年末年始は除く) 13時～15時(受付時間) 予約不要。直接お越しください。 人権擁護委員がお話を伺います。
人権に関する相談	東京都人権プラザ 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階 ●一般相談 電話 6722-0124 ●法律相談 電話 6722-0124(面接予約) 6722-0126(電話相談)	●一般相談 月～金(祝日・年末年始は除く) 9時30分～17時30分 ●法律相談 ・面接相談(要予約) 火曜日(毎月第4火曜日及び祝日・ 年末年始は除く) 13時～16時(40分以内) ・電話相談 毎月第4火曜日(祝日・年末年始は除く) 13時～16時(15分以内)
	東京法務局常設相談所 ●みんなの人権110番 電話 0570-003-110 (ナビダイヤル) ●東京法務局人権擁護部 電話 5213-1234(代表)	月～金(祝日・年末年始は除く) 8時30分～17時15分



編集・発行
大田区総務部人権・男女平等推進課
〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話 5744-1148 Fax 5744-1556

困ったことが
あったら
相談するびよん

